

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

① 企業間の連携

サプライチェーン全体で持続可能な社会の実現に貢献できるよう、調達活動に関する「西武グループサステナブル調達方針」と「西武グループサプライヤーガイドライン」を基に、協力企業のみなさまと協業していきます。

② グリーン化の取組

各地域や保有資産の特性に応じた再生可能エネルギー発電設備の導入支援、廃棄物の有効活用、森林の保全・活用や生物多様性に配慮した緑化整備に取り組み、環境教育の継続実施し、地球環境の課題解決に寄与して参ります。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

「西武グループ企業倫理規範」 および「西武グループ行動指針」 および「西武造園グループ行動規範」 に基づき、公正・公平な取引を行います。

2026年4月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

西武緑化管理株式会社

企業名

代表取締役 赤土 正浩

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。